

令和5年10月公表分（教育庁）（業務委託）

No.	事業実施課所	契約に係る業務名	契約締結年月日	契約の相手方の名称及び所在地	契約金額（円） 〔消費税額及び地方消費税の額を含む。〕	随意契約の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号	備考
1	津山高等学校	県立津山高校旧本館外部改修工事実施設計委託	令和5年9月20日	(株)文化財保存計画協会 東京都千代田区一ツ橋2-5	6,545,000	①「岡山県測量・コンサルタント等指名人名簿」のうち、建築一般の資格を有する。②国指定重要文化財という事業の性質上、文化庁の承認を受けた主任技術者を複数人有する。③重要文化財の文化財保存の企画、修理修復・設計監理の業務実績を本県及び複数の自治体において実績を有する。上記①～③を満たす業者は選定された業者1者のみであるため、特命随意契約とする。（「法令等で資格基準が定められており、当該業務の履行が可能な業者が1者に特定される」ときに該当。）	第2号	
2	倉敷まきび支援学校	岡山県立倉敷まきび支援学校スクールバス増便分「Gきびじコース」運行業務委託	令和5年9月15日	(株)日の丸タクシー 倉敷市真備町有井192-1	日額 39,050円	年度途中での新事業者への引継は、学校と業者間の連絡調整、児童保護者への周知が十分にできず、結果として学校現場の混乱を招く恐れがあり、また、バスを変更することで児童生徒が混乱を来す可能性もあるため、引き続き(株)日の丸タクシーとの契約を更新する以外に方法がなく、随意契約としたものである。	第6号	単価契約 1,874,400円
3	倉敷まきび支援学校	岡山県立倉敷まきび支援学校スクールバス増便分「Hマスカットコース」運行業務委託	令和5年9月15日	(株)日の丸タクシー 倉敷市真備町有井192-1	日額 31,350円	年度途中での新事業者への引継は、学校と業者間の連絡調整、児童保護者への周知が十分にできず、結果として学校現場の混乱を招く恐れがあり、また、バスを変更することで児童生徒が混乱を来す可能性もあるため、引き続き(株)日の丸タクシーとの契約を更新する以外に方法がなく、随意契約としたものである。	第6号	単価契約 1,504,800円
4	倉敷まきび支援学校	岡山県立倉敷まきび支援学校スクールバス増便分「Iイオンコース」運行業務委託	令和5年9月15日	(株)日の丸タクシー 倉敷市真備町有井192-1	日額 40,150円	年度途中での新事業者への引継は、学校と業者間の連絡調整、児童保護者への周知が十分にできず、結果として学校現場の混乱を招く恐れがあり、また、バスを変更することで児童生徒が混乱を来す可能性もあるため、引き続き(株)日の丸タクシーとの契約を更新する以外に方法がなく、随意契約としたものである。	第6号	単価契約 1,927,200円
5	倉敷まきび支援学校	岡山県立倉敷まきび支援学校スクールバス増便分「J新倉敷コース」運行業務委託	令和5年9月15日	(株)日の丸タクシー 倉敷市真備町有井192-1	日額 33,550円	年度途中での新事業者への引継は、学校と業者間の連絡調整、児童保護者への周知が十分にできず、結果として学校現場の混乱を招く恐れがあり、また、バスを変更することで児童生徒が混乱を来す可能性もあるため、引き続き(株)日の丸タクシーとの契約を更新する以外に方法がなく、随意契約としたものである。	第6号	単価契約 1,610,400円